

# しごと体験からはじめる！会津移住応援事業業務委託 公募型企画プロポーザル実施要領

福島県会津地方振興局

## 1 事業の目的

会津地方は、人口減少・少子高齢化の進行により、担い手不足、地域活力の低下などが課題となっており、移住・定住は欠かせない施策の一つとなっている。

会津地方への移住を希望する方は、移住先での仕事について、企業への就職を希望することが多い。一方、県内では人材不足に悩む企業が多く存在し、今後もその傾向は続く見通しである。

このことから、地元企業には移住希望者向けの就労体験プログラム作成に協力してもらい、移住希望者には就労体験及び会津での暮らし体験の機会を提供、両者のマッチングを図ることで、担い手の確保、地域活力の維持につなげることを目的とする。

## 2 委託事業の概要

### (1) 業務名

しごと体験からはじめる！会津移住応援事業業務

### (2) 業務内容

別紙「しごと体験からはじめる！会津移住応援事業業務委託に関する仕様書(案)」(以下、「仕様書(案)」という。)のとおり

### (3) 委託業務期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

### (4) 委託費の上限額

9,850,000円(消費税及び地方消費税を含む)

## 3 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和6年5月29日(水)
質問受付	令和6年5月29日(水)～6月3日(月)正午まで
質問回答	令和6年6月5日(水)
プロポーザル参加表明書提出期限	令和6年6月7日(金)17時まで
企画提案書提出期限	令和6年6月13日(木)17時まで
審査会(プレゼンテーション)の実施	令和6年6月18日(火)(予定)
審査結果通知・公表	令和6年6月20日(木)以降
業務委託予定者との協議、見積書の提出	令和6年6月下旬
契約締結	令和6年6月下旬

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体及び宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体でないこと。
- (6) 福島県税を滞納している者でないこと。
- (7) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (9) 事業実施地域内で確実に業務を遂行するための体制が確保されていること。
- (10) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- (11) その他、福島県会津地方振興局との協議に柔軟かつ真摯に対応できる者であること。

## 5 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県会津地方振興局のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、福島県会津地方振興局の窓口又は郵送等での配布は行わない。

## 6 質問等の受付

質問する場合は、以下（1）から（3）に留意の上、質問書（第 1 号様式）を「11 問合せ先、参加表明書及び企画提案書等の提出先」に記載の担当へ提出すること。

なお、本プロポーザルについての事業説明会は実施しない。

### (1) 受付期間

令和 6 年 5 月 29 日(水)から令和 6 年 6 月 3 日(月)正午まで（必着）

### (2) 提出方法

電子メールにより提出すること。

件名は「しごと体験からはじめる！会津移住応援事業に関する質問」とし、電子メ

ール送信後、電話により速やかにその旨を担当課へ連絡すること。

なお、電子メール以外の方法での質問受付は行わない。

### (3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県会津地方振興局のホームページに令和6年6月5日(水)までに掲載する(個別の回答は行わない。)

## 7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、以下(1)から(3)に留意の上、「しごと体験からはじめる!会津移住応援事業」業務委託公募型企画プロポーザル参加表明書(第2号様式)を「11 問合せ先、参加表明書及び企画提案書等の提出先」に記載の宛先へ提出すること。

なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

### (1) 提出期限

令和6年6月7日(金)17時まで(必着)

### (2) 提出方法

郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

※ 郵送による提出は、郵便書留等の記録が残る方法により送付すること。

※ 持参による提出受付は、月曜日から金曜日(祝日を除く。)の8時30分から17時までとする。

※ 電子メールによる提出は、件名を「しごと体験からはじめる!会津移住応援事業」とし、電子メール送信後、電話により速やかにその旨を担当課へ連絡すること。

### (3) その他

参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。

## 8 企画提案書等の提出

企画提案書等を提出する者は、以下「(3) 企画提案書等」に定める書類を「11 問合せ先、参加表明書及び企画提案書等の提出先」に記載の担当課へ提出すること。

### (1) 提出期限

令和6年6月13日(木)17時まで(必着)

### (2) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

なお、それ以外の方法による提出は認めない。

※ 郵送による提出は、郵便書留等の記録が残る方法により送付すること。

※ 持参による提出受付は、月曜日から金曜日(祝日を除く。)の8時30分から17時までとする。

### (3) 企画提案書等

ア 企画提案書及び作業工程表(様式任意。ただし、日本産業規格A列4番とします。)

イ 事業経費積算書(様式任意。ただし、日本産業規格A列4番とします。)

ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類

エ 会社概要(第3号様式)

オ 業務実施体制書(第4号様式)

カ 担当者経歴書(第5号様式)

キ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。)

ク 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの)(法人格を有しない場合は、

名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。)

ケ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第6号様式）

#### (4) 提出部数

上記(3) ア～カ 6部（正本1部、副本5部）、キ～ケ 1部（正本）

### 9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

#### (1) 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 上記2で定める委託費の上限額を超える提案

イ 上記4で定める参加資格要件を満たさない者及び委託契約の締結日までに参加資格要件を満たさなくなった者による提案

ウ 上記8で定める提出期限を過ぎて提出された提案

エ 提出したプロポーザル参加表明書及び企画提案書が、民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

カ 本プロポーザルの公平性に影響を与える行為があった場合

キ その他本要領に違反すると認められる場合

#### (2) 複数提案の禁止

本プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは認めない。

#### (3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。

#### (4) 提出書類の変更及び返却

提出期限後の企画提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。

なお、提出書類は返却しない。

#### (5) 費用負担

本プロポーザルに要する経費等は、プロポーザル参加者の負担とする。

#### (6) その他

ア 企画提案書を提出した後に提案を追加することは認めない。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

### 10 プロポーザルの審査に関する事項

#### (1) 審査方法

プロポーザルによる各社からの提案を受け、別途設置する「プロポーザル審査委員会」において総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

#### (2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時

令和6年6月18日（火）（予定）

※詳細については、後日連絡する。

イ 開催場所

福島県会津若松合同庁舎 新館2階 大会議室（予定）

（住所 福島県会津若松市追手町7番5号）

※詳細については、後日連絡する。

ウ プレゼンテーションの所要時間

15分間の説明と10分間の質疑を実施する。

エ 審査基準等

審査項目	評価の視点		配点
業務遂行能力	業務体制	業務が確実かつ効果的に遂行できる業務管理体制がとられているか。	5点
	スケジュール	業務が確実かつ効果的に遂行できるスケジュールがとられているか。	5点
	業務実績	本業務と類似の業務の十分な実績があり、その経験やノウハウを本事業に活かせるか。	5点
企画提案・内容	実施方針(業務理解)	本事業の目的や業務内容を理解しているか。	10点
	企画提案(実現可能性)	円滑に業務が実施できる内容になっているか。	10点
	企画提案(広報)	県外から多くの参加者を集める効果的な情報発信方法となっているか。	10点
	企画提案(企画性①)	受入企業等は、様々な参加者のニーズに応えるため、地域や業種業態を幅広く設定しているか。	10点
	企画提案(企画性②)	地域交流体験は、地域との関係性が深まる内容になっているか。	10点
	企画提案(企画性③)	会津暮らし案内書掲載項目について、移住検討者のニーズに応える情報を取り入れた内容になっているか。	10点
	企画提案(企画性④)	移住検討者に地域の実情が分かりやすく伝わるようなデザインや構成になっているか。	10点
事業費	仕様書で示した業務の内容を適切に反映し、業務経費は適正であるか。	5点	
合 計			100点

オ 評価方法

審査項目毎に下記の評価基準により評価点を付します。

評価点		評価
10点満点	5点満点	
10～9	5	優れている
8～7	4	やや優れている
6～5	3	普通
4～3	2	やや劣る
2～1	1	劣る

#### カ 業務委託予定者の選定

各審査委員の合計評価点により、審査委員毎に事業者の順位付けを行い、その平均順位の最も高かった者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とする。

なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計評価点の平均が60点以上であることを条件とする。

#### (3) 審査結果の通知等

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、福島県会津地方振興局のホームページにて審査結果（業務委託予定者については事業者名、各審査委員の順位の平均及び総得点、業務委託予定者以外については事業者名を伏せた上で、各審査委員の順位の平均及び総得点）を公表する。

選定されなかった者は、その通知日の翌日から起算して2週間以内に書面により審査結果の説明を請求することができる。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名とそれぞれの審査時の総得点」を公表するものとする。

#### (4) 契約の締結等

##### ア 委託契約の手続

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約により、業務委託予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で業務受託者として決定し、委託契約を締結する。

また、業務委託予定者は、契約締結時に同規則に定める契約保証金を納付しなければならない。

ただし、同規則第229条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

##### イ 仕様書の協議等

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

また、契約後に企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象となる。

##### ウ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は委託費の上限額を超えないものとする。

##### エ その他

業務委託予定者と県との間で協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議する。

#### 11 問合せ先、参加表明書及び企画提案書等の提出先

〒965-8501 福島県会津若松市追手町7番5号

福島県会津地方振興局地域づくり・商工労政課

電話：0242-29-5292

E-mail：aizu.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp